滝川市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成３０年　２月

滝川市通学路安全推進会議

１．プログラムの目的

交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第百十号）第２４条第１項に基づく、文部科学省交通安全業務計画において、「学校及び教育委員会は、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施するとともに、道路交通実態に応じ、警察、道路管理者等の関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進すること」とされていることから、滝川市においても「滝川市通学路安全推進会議」を設置し、滝川市の通学路における交通安全対策に関する基本的方針である「滝川市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

また、交通安全対策基本法第１８条第１項に基づき設置されている、「滝川市交通安全対策会議」と連携を図り、「滝川市通学路安全推進会議」による取組を「滝川市交通安全計画」へ反映させていきます。

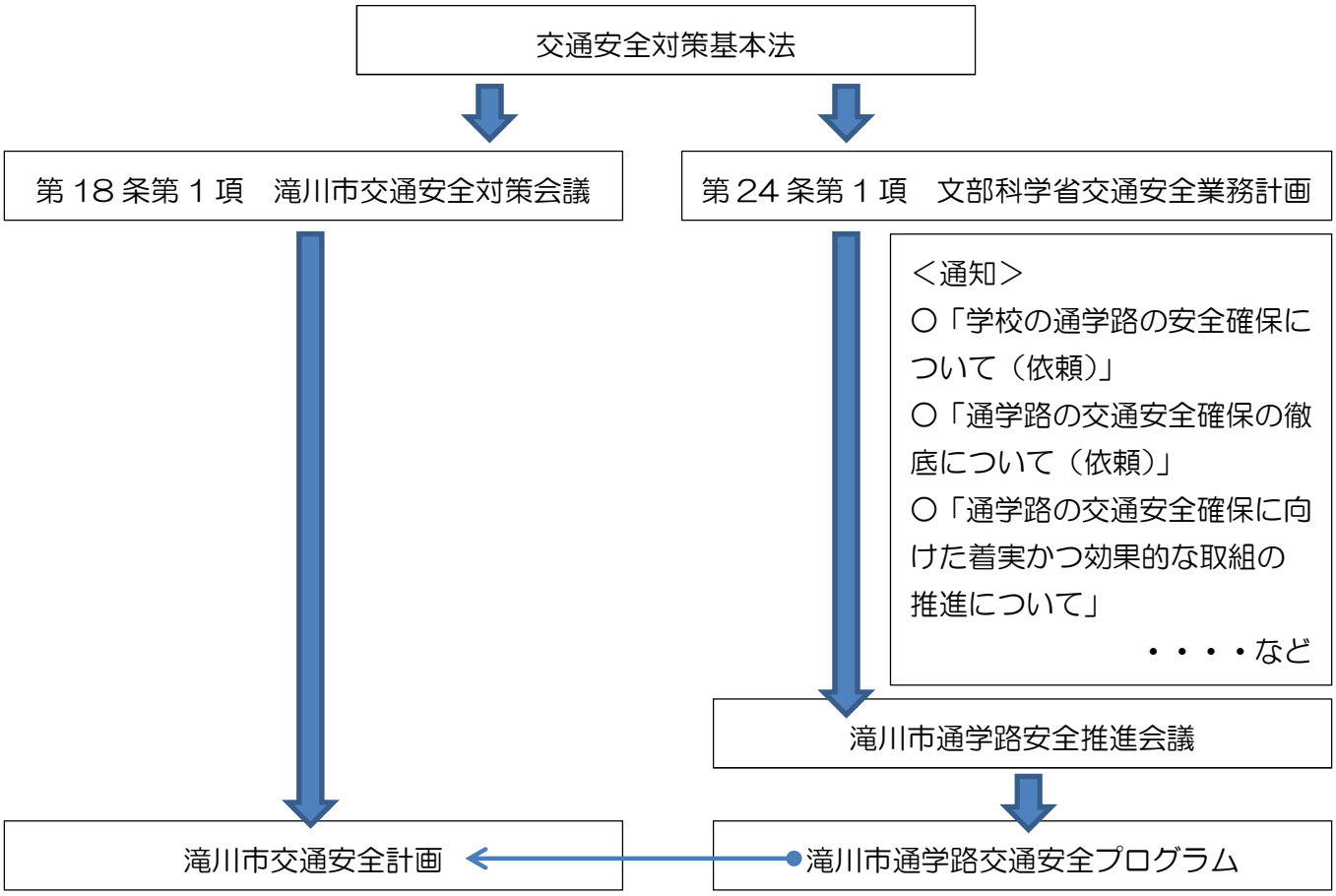

２．通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

〇学校教育関係者

・小学校校長代表　・ＰＴＡ連合会代表　・滝川市教育委員会

〇道路管理者

・北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所　・北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所

・滝川市建設部土木課

〇交通安全対策関係者

・滝川警察署　・滝川市市民生活部くらし支援課

３．取組方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

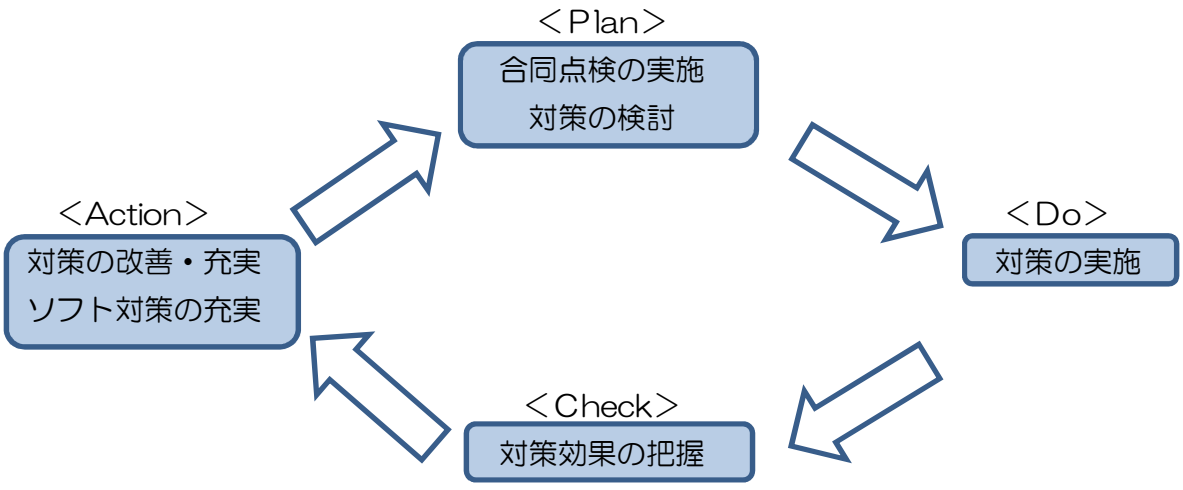

（２）定期的な合同点検

①小学校は、毎年度、ＰＴＡ等と協力して通学路の点検を実施し、交通安全の観点から危険性が認められる箇所を抽出します。

②小学校は、点検の結果判明した危険箇所について、合同点検が必要な箇所を通学路安全推進会議に報告します。

③通学路安全推進会議は、小学校から報告のあった合同点検が必要な箇所について精査し、合同点検が必要と認められた箇所について、構成機関と連携して合同点検を実施します。
④降雪時期の確認が必要な場合については、しかるべき時期に別途合同点検を実施します。

（3）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう通学路安全推進会議構成機関と連携を図ります。

（5）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者へのアンケートの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（6）対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4．対策一覧表、対策箇所図の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。